

令和7年度第1回「ふれあい（いじめ防止強化）月間」の取組内容について

1 目的

- (1) 各学校が、いじめ、自殺、暴力行為等の問題行動及び不登校の未然防止・早期発見・早期対応等につながる具体的な取組を実施する。
- (2) 各学校が、いじめ、自殺、暴力行為等の問題行動及び不登校の状況について総点検を行い、現状や取組の効果等を把握する。

2 内容

- (1) 実施期間 令和7年6月2日から令和7年6月30日まで
- (2) 対象期間 第1回：令和7年4月1日（火）から令和7年6月30日（月）まで
第2回：令和7年4月1日（火）から令和7年11月28日（金）まで
- (3) 対象 区内小学校（18校 ※宇佐美学園含む）、中学校（5校）
- (4) アンケート調査

「ふれあい（いじめ防止強化）月間」の期間中に、全児童・生徒を対象とした「いじめについてのアンケート調査」を実施し、いじめを認知した場合は、直ちに児童・生徒への聞き取りや、個別の指導を行うなど、適切に対応する。

3 令和7年4月1日から令和7年6月30日までに、学校が把握したいじめの認知件数

調査対象期間において認知されたいじめ	小学校	中学校
いじめの認知件数	146	70

4 いじめ防止等の取組状況をふまえた成果と課題

- (1) 効果的だった取り組み

【小学校】

- ・日頃から児童の様子を観察し、気になることは管理職への報告や全職員での共通理解を図ったことで、トラブルが小さなうちに解決をすることができた。
- ・「学校いじめ対策委員会」を中心に、複数教員での聞き取り・保護者への連絡・再発防止策の検討など「迅速・丁寧・誠実」に対応している。
- ・各学級において、いじめ防止のためのスローガンを話し合って作成した。その結果、児童にいじめを生み出さないようにしようとする気持ちを持たせることができた。

【中学校】

- ・職員に対し「いじめ対策委員会」について説明するとともに、ふれあい月間で「いじめ防止等のための校内研修」を行うことを周知した。また、ホームページに掲げている「いじめ防止基本方針」について再度確認を行うことで、学校全体で組織的にいじめに対応していく雰囲気を醸成した。
- ・いじめ対応の記録については、対応した教員が文書で記録を残すようにし、校内での情報共有が確実に行われるようになっている。

- (2) 今後の課題

【小学校】

- ・「学校いじめ防止基本方針」について、全教員が説明できるよう、研修を実施していく必要がある。
- ・若手教員が増加したことにより、「学校いじめ防止基本方針」等の認識不足が散見される。今後、OJTにより理解促進できる場を設定する。
- ・いじめ防止の取組における振り返りが課題であり、ふれあいアンケートやWEBQUの結果から、要配慮児童への個別具体な対応を検討できるようにする。

【中学校】

- ・「保護者への対応方針の伝達」や、「学校いじめ対策委員会についての理解」の項目の評価が低いため、若手教員が自信をもって対応できるように研修を繰り返していく。
- ・保護者に向けても「学校いじめ防止基本方針」を説明する機会を設けていきたい。

[参考] 教員のいじめ防止等の取組状況における、18のチェックリスト評価項目内容

			18のチェックリスト
1	軽微ないじめも見逃さない	①	いじめ防止対策推進法に規定されている「いじめ」の定義に基づき、確実にいじめを認知している。
		②	いじめやいじめの疑いのある事例について、学年や「学校いじめ対策委員会」で対応方策や役割分担を協議している。
2	教員一人で抱え込まず、学校一丸となって取り組む	③	年に3回以上のいじめ防止等に関する校内研修やOJT等を計画し、日常の指導に生かすことができるよう順次実施している。
		④	「学校いじめ対策委員会」の職務内容や構成メンバーについて、全教職員が理解している。
		⑤	「学校いじめ防止基本方針」の内容について、全教職員が理解している。
		⑥	児童・生徒の気になる様子を把握した場合に、小さな事例でも「学校いじめ対策委員会」へ報告することを徹底している。
		⑦	いじめ防止対策推進法に規定されている「重大事態」の定義と対処について、全教職員が理解している。
		⑧	いじめの事案について、児童・生徒の実態や指導の経過等の情報を、定められた様式の電子ファイルに入力し、校内で共有している。
		⑨	いじめ対策に関する学校評価の結果から、教職員が自らの取組を振り返ったり、改善を図ったりする機会を設定している。
		⑩	年3回以上のいじめ把握するためのアンケートを順次実施し、その内容を教職員間（スクールカウンセラー等の心理職を含む）で共有している。
		⑪	児童・生徒に対して、不安や悩みがある場合は、些細なことでも身近にいる信頼できる大人に相談するよう、計画的に指導している。
4	子供たち自身が、いじめについて考え方行動できるようにする	⑫	いじめに関する授業を年3回以上計画し、順次実施している。
		⑬	児童・生徒に対し、いじめは絶対に許されない行為であることを指導するよう徹底している。
		⑭	日常において、児童・生徒同士が話し合い、合意形成や意思決定を行う場面を設定するよう徹底している。
5	保護者の理解と協力を得て、いじめの解決を図る	⑮	全教職員が、保護者等に対して、「学校いじめ防止基本方針」の概要を説明することができるようになっている。
		⑯	いじめが認知された場合、被害・加害の双方の保護者に解決に向けた対応方針を伝えることを徹底している。
6	社会全体の力を結集し、いじめに対峙する	⑰	学校サポートチームや事案に応じた関係機関の役割について、全教職員が理解している。
		⑱	いじめが犯罪行為に該当することが疑われる場合、どのように対応すればよいか全教職員が理解している。